

前回廃棄物部会（8月2日）意見への対応について

	意 見	対応案
1	現処理計画を作る際に検討した予測手法と実績の比較について検証してはどうか。	資料 1(1)のとおり。
2	平成 21 年度は廃棄物の排出量が少なく異常年としながら、再生利用率については 21 年度の値を用いて将来予測を行っているが、筋が通るようにすべき。	平成 21 年度の排出量は減少しているものの、リサイクル等の取組行動には大きな変化はないと考えられる。発生量の多い業種の再生利用率について、過去の状況と比較しても特に異常値ではないと判断される。(資料 1(2))
3	再生利用率の目標を検討する上で、業種ごとの検討が必要ではないか（自動車産業など高い業種がある一方で、低い業種もあるのではないか）。	排出量の多い業種のうち、建設業、鉄鋼業、輸送用機械器具製造業、電気業は再生利用率が高い状況にある。排出量が多く再生利用率が低い業種として「農業,林業」、窯業・土石製品製造業、下水道業があるが、これらの業種からの廃棄物は、水分または有機分に起因する減量化量が大きく、排出量から減量化量を減じたものを分母として再生利用率を算出した場合の割合は高い状況にある。(資料 1(3))
4	目標の設定には、数字の比較だけでなく考え方が必要。	目標を設定する際に、考え方も併せて整理する。(素案第 4 章)
5	「循環型社会」と「低炭素社会」は別に存在するものではない。廃棄物処理施設の「延命化」は誤解を招くことから、これらの表現を見直すべき。	ご指摘を踏まえ、表現を見直す。 (素案第 1 章 p1、第 3 章 p40)
6	監視・指導に係る記述は、監視・指導の内容に合うものとすべき。	ご指摘を踏まえ、「監視・指導」の内容に沿った記述とする。(素案第 3 章 p32)
7	産廃処分場の残存容量・残余年数について、衣浦港 3 号地分場を入れるとどうなるか示すべき。	衣浦港 3 号地処分場を含めた場合の残余年数について記述を加える。 (素案第 3 章 p29)
8	最終処分量が減っている中で、広域処分場として今後どのようなものを必要とするのか、といったことが伝わる記述とされたい。	ご指摘を踏まえ、広域処分場に対する考え方がわかる記述とする。 (素案第 3 章 p40、第 5 章 p60)

	意 見	対応案
9	小型家電に対する取組は、国に働きかけるだけでなく、県として何かできることを出すべき。	ご指摘を踏まえ、県として取り組める内容を盛り込む。(素案第5章 p52)
10	廃棄物をどのように活かしていくかを考える必要がある。循環ビジネス、資源を使った新しい産業を起こすことを産官学で検討していくようなことを強調すべきではないか。	産学行政の拠点として「あいち資源循環推進センター」を運営し、先導的で効果的な循環ビジネスの創出とその事業化を促進することとしており、その旨記述する。(素案第5章 p53)
11	数値目標を他に設定できないか。	一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量について目標を設定する。 (素案第4章 p42)